

## 税務情報

### 国税庁 – ストックオプション関連情報の公表

国税庁は7月7日、ストックオプションに係る税務上の取扱いに関する以下の情報を公表しました。

#### 1. 税制適格ストックオプションの株価算定ルールに関する改正通達の発遣

税制適格ストックオプションの要件の一つである権利行使価額要件（措法29の2①三）における「契約時の1株当たりの価額」の算定方法の明確化を図るため、国税庁は5月30日から1ヵ月間、税制適格ストックオプションの株価算定ルールに関する通達の改正案を意見公募手続に付していましたが、7月7日、以下の2つの改正通達を発遣しました。（改正案からの変更はありません。）

- [「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の一部改正について（法令解釈通達）](#)
- [「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）](#)

改正通達では、取引相場のない株式の「契約時の1株当たりの価額」について、一定の条件のもと、財産評価基本通達の178から189-7までの例によって算定することを認めるほか、その株式の発行法人が種類株式を発行している場合には、その内容を勘案して算定すること等が明確化されています<sup>(\*)</sup>。

改正後の取扱いは、7月7日以後に新株予約権の行使を行う場合等について適用されます。

<sup>(\*)</sup> 改正通達の概要は、e-Tax News No.280 [「国税庁 – ストックオプションに係る税務上の取扱いに関する情報の公表」](#)（2023年5月31日発行）でお知らせしています。

#### 2. 「ストックオプションに対する課税（Q&A）」の改訂

国税庁は5月30日に、ストックオプションに関する税務上の一般的な取扱いについて質疑応答形式で取りまとめたQ&Aを公表し、税制非適格ストックオプション（信託型）の権利行使時の経済的利益は給与課税の対象となる旨の見解を示しましたが、上記1.の通達改正等を踏まえ、7月7日、このQ&Aを改訂しました。

## ■ [ストックオプションに対する課税 \(Q&A\)](#) (PDF 1,074KB)

今回の改訂により、既存の Q&A の一部が改訂されたほか、以下の 6 つの Q&A が新たに追加されました。

### [【問 7～問 9】 税制適格ストックオプションの権利行使価額（付与契約時の株価①～③）](#)

税制適格ストックオプションの付与契約時の株価は、所得税基本通達の例によって算定する方法が原則とされていますが、上記 1.の通達改正により、取引相場のない株式については、一定の条件のもと、財産評価基本通達の例によって算定する方法（以下、特例方式）が認められることとなりました。これを踏まえ、株式の区分ごとの株価算定方法が整理されている（問 7）とともに、特例方式（純資産価額方式）による株価算定方法（種類株式の発行がない場合（問 8）及び種類株式の発行がある場合（問 9））の具体例が示されています。

### [【問 10】 税制適格ストックオプションの権利行使価額（契約変更）](#)

税制適格ストックオプションは、「新株予約権に係る契約により与えられた新株予約権をその契約に従って行使する」ことが要件とされているため、契約で定めた事項を変更した場合、原則として、税制適格ストックオプションに該当しないこととなりますが、上記 1.の通達改正後に権利行使価額を引き下げる契約変更を行った場合で、その契約変更後の権利行使価額が同通達に定めた権利行使価額に関する要件を満たしているときは、税制適格ストックオプションとして認められることが解説されています。

### [【問 11】 税制適格ストックオプションの株券の保管の委託](#)

税制適格ストックオプションの要件の一つに、権利行使により取得した株式は金融商品取引業者等に保管の委託がされることとする「保管委託要件」（措法 29 の 2①六）が設けられていますが、発行会社が未上場かつ株券不発行会社である場合には、契約等に基づき、発行会社から金融商品取引業者等に対して株式の異動情報が提供され、かつ、発行会社においてその株式の異動を確実に把握できる措置が講じられている場合には、株券の発行及び株券の金融商品取引業者等への引渡しをせずとも、保管委託要件を満たすこととなる旨が解説されています。

### [【問 12】 税制適格ストックオプション（信託型）の課税関係](#)

本 Q&A の初版の公表時に、問 3 において、税制非適格ストックオプション（信託型）の権利行使時の経済的利益は給与課税の対象となる旨が示されましたが、組成済みの税制非適格ストックオプション（信託型）であっても役員へストックオプションが付与されていない場合には、一定の要件を満たすことで税制適格ストックオプションへの移行が可能となるよう国税庁において検討が進められていました。問 12 では、信託型ストックオプションが税制適格ストックオプションとして認められるための要件が示されています。

## KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

[info-tax@jp.kpmg.com](mailto:info-tax@jp.kpmg.com)  
[home.kpmg/jp/tax](http://home.kpmg/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.